

## 付表1-2 環境負荷物質管理基準(電機・電子製品) (赤字部 変更点)

1A 使用禁止物質(サンコールに納入する物品の開発・生産・販売の過程で使用を禁止する化学物質)

1A-1 モントリオール議定書 (附属書 A/B/C/E 対象物質)			
管理 No.	CAS.No.	物質名	英文名
SC-1A-1-1	—	CFC	CFC
SC-1A-2-2	—	ハロン	Halon
SC-1A-1-3	56-23-5	四塩化炭素	Carbon tetrachloride
SC-1A-1-4	71-55-6	1, 1, 1-トリクロロエタン	1,1,1 -Trichloroethane
SC-1A-1-5	—	HCFC	HCFC
SC-1A-1-6	—	HBFC	HBFC
SC-1A-1-7	74-97-5	ブロモクロロメタン	Bromochloromethane
SC-1A-1-8	74-83-9	臭化メチル	Methyl bromide
1A-2 土壌汚染防止のための使用禁止物質			
管理 No.	CAS.No.	物質名	英文名
SC-1A-2-1	56-23-5	四塩化炭素	Carbon tetrachloride
SC-1A-2-2	107-06-2	1, 2-ジクロロエタン	1,2-Dichloroethane
SC-1A-2-3	75-35-4	1, 1-ジクロロエチレン	vynilidene(di)chloride
SC-1A-2-4	156-59-2	シス-1, 2-ジクロロエチレン	Cis-1,2-Dichloroethylene
SC-1A-2-5	542-75-6	1, 3-ジクロロプロペン	1,3-dichloropropene
SC-1A-2-6	75-09-2	ジクロロメタン	Dichloromethane
SC-1A-2-7	127-18-4	テトラクロロエチレン	Tetrachloroethylene
SC-1A-2-8	71-55-6	1, 1, 1-トリクロロエタン	1,1 -Trichloroethane
SC-1A-2-9	79-00-5	1, 1, 2-トリクロロエタン	1,1,2-Trichloroethane
SC-1A-2-10	79-01-6	トリクロロエチレン	Trichloroethylene
SC-1A-2-11	71-43-2	ベンゼン	Benzene
1A-3 石綿の使用における安全に関する条約			
管理 No.	CAS.No.	物質名	英文名
SC-1A-3-1	—	石綿(アスベスト)	Asbestos

1A 使用禁止物質(サンコールに納入する物品の開発・生産・販売の過程で使用を禁止する化学物質)

1A-4 残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約 (附属書 A/B 対象物質)			
管理 No.	CAS.No.	物質名	英文名
SC-1A-4-1	—	PCB	PCB
SC-1A-4-2	—	ポリ塩化ナフタレン(塩素数が3以上のものに限る)	Polychlorinated naphthalene(3 or more chlorine atoms)
SC-1A-4-3	118-74-1	ヘキサクロロベンゼン	Hexachlorobenzene
SC-1A-4-4	309-00-2	アルドリン	Aldrin
SC-1A-4-5	60-57-1	ディルドリン	Dieldrin
SC-1A-4-6	72-20-8	エンドリン	Endrin
SC-1A-4-7	50-29-3	DDT	DDT
SC-1A-4-8	57-74-9	クロルデン	Chlordane
SC-1A-4-9	76-44-8	ペプタクロル	Heptachlor
SC-1A-4-10	8001-35-2	トキサフェン	Toxaphene
SC-1A-4-11	2385-85-5	マイレックス	Mirex
SC-1A-4-12	87-68-3	ヘキサクロロブタジエン(別名:ヘキサクロロブタ-1,3-ジエン)	Hexachlorobutadiene
SC-1A-4-13	—	ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸)(別名PFOS) 又はその塩a) およびペルフルオロ(オクタン-1-スルホニル) = フルオリド(別名 PFOSF)	Perfluorooctane sulfonic acid (PFOS), its salts Perfluorooctane sulfonyl fluoride(PFOSF)
SC-1A-4-19	608-93-5	ペンタクロロベンゼン	Pentachlorobenzene
SC-1A-4-20	319-84-6	r-1, c-2, t-3, c-4, t-5, t-6-ヘキサクロロシクロヘキサン(別名 α-ヘキサクロロシクロヘキサン)	(1alpha,2alpha,3beta,4alpha,5beta,6beta)-1,2,3,4,5,6-hexachlorocyclohexane
SC-1A-4-21	319-85-7	r-1, t-2, c-3, t-4, c-5, t-6-ヘキサクロロシクロヘキサン(別名 β-ヘキサクロロシクロヘキサン)	(1alpha,2beta,3alpha,4beta,5alpha,6beta)-1,2,3,4,5,6-hexachlorocyclohexane (Beta-HCH)
SC-1A-4-22	58-89-9	r-1, c-2, t-3, c-4, c-5, t-6-ヘキサクロロシクロヘキサン(別名 γ-ヘキサクロロシクロヘキサン又はリンデン)	Lindane
SC-1A-4-23	143-50-0	デカクロロペンタシクロ[5.3.0.0 <sup>2,6</sup> .0 <sup>3,9</sup> .0 <sup>4,8</sup> ] デカン-5-オン(別名クロルデコン)	Chlordecone(Kepone)
SC-1A-4-24	36355-01-8	ヘキサブロモビフェニル	Hexabromobiphenyl
SC-1A-4-25	—	テトラブロモジフェニルエーテル及びペンタブロモジフェニルエーテル	Tetrabromodiphenyl ether and pentabromodiphenyl ether
SC-1A-4-26	—	ヘキサブロモジフェニルエーテル及びヘプタブロモジフェニルエーテル	Hexabromodiphenyl ether and heptabromodiphenyl ether
SC-1A-4-27	115-29-7 959-98-8 33213-65-9	エンドスルファン	Technical endosulfan and its related isomers

SC-1A-4-28	25637-99-4 3194-55-6 4736-49-6 65701-47-5 134237-50-6 134237-51-7 134237-52-8 138257-17-7 138257-18-8 138257-19-9 169102-57-2 678970-15-5 678970-16-6 678970-17-7	ヘキサブロモシクロドデカン	Hexabromocyclododecane
SC-1A-4-29	—	ペンタクロロフェノールとその塩及びエステル類	Pentachlorophenol and its salts and esters

注記 スtockホルム条約の対象物質は、日本においては、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(化審法)」の第1種特定化学物質として使用が禁止されている。なお、化審法では、上記の他に幾つかの物質が第1種特定化学物質に指定されている。

注a) ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸)(別名PFOS)又はその塩は、次の用途では使用することができる。

- ・エッチング剤(圧電フィルタ又は無線機器が3メガヘルツ以上の周波数の電波を送受信することを可能とする化合物半導体の製造に使用するものに限る。)
- ・半導体用のレジストの製造

・業務用写真フィルムの製造

1A-5 人の健康に重要な影響を及ぼす物質			
管理 No.	CAS.No.	物質名	英文名
SC-1A-5-1	—	黄りんマッチ(黄りん)	Tetraphosphorus
SC-1A-5-2	—	ベンジジン及びその塩	Benzidine and its salts
SC-1A-5-3	—	4-アミノジフェニル及びその塩	4-Aminobiphenyl and its salts
SC-1A-5-5	—	4-ニトロジフェニル及びその塩	4-Nitrobiphenyl and its salts
SC-1A-5-6	—	ビス(クロロメチル)エーテル	Bis(chloromethyl)ether
SC-1A-5-7	—	β-ナフチルアミン及びその塩	β-Naphthylamine and its salts

2A 使用禁止物質(サンコールへ納入する製品及び包装への含有を禁止する化学物質)

管理 No. SC-2A-1-1	1.ポリ臭化ビフェニル(PBB)類		
例示物質(対象となる化学物質の代表例)	CAS No.	用途・使用例	
デカブロモビフェニル	13654-09-6	難燃剤	
3,3',4,4'-ブロモビフェニル	77102-82-0		
2,2',4,5,5'-ブロモビフェニル	67888-96-4		
対象範囲: ①均質材料中に 1,000ppm を超える含有がある場合			
参照法規制等: REACH 規則(EC)No1907/2006(附属書 XVII)、EU RoHS 指令(改訂)2011/65/EC			
管理 No. SC-2A-1-2	2.ポリ臭化ジフェニルエーテル(PBDE)類		
例示物質(対象となる化学物質の代表例)	CAS No.	用途・使用例	
ペンタブロモジフェニルエーテル	32534-81-9	難燃剤	
オクタブロモジフェニルエーテル	32536-52-0		
デカブロモジフェニルエーテル	1163-19-5		
対象範囲:下記のいずれかに該当するもの ①意図的添加がある場合 ②不純物として、均質材中に 1,000ppm を超える含有がある場合			
参照法規制等: 化審法(化学物質の審査および製造等の規制に関する法律)第一種特定化学物質、 REACH 規則(EC)No1907/2006(附属書 X VII)、EU RoHS 指令(改訂)2011/65/EC			
管理 No. SC-2A-1-3	3.ポリ塩化ビフェニル(PCB)類および特定代替品		
対象となる化学物質	CAS No.	用途・使用例	
ポリ塩化ビフェニル類 (全ての異性体および同族体)	1336-36-3	絶縁油、潤滑油、電気絶縁媒体、可塑剤、塗料溶媒、熱媒体、	
モノメチルーテトラクロロジフェニルメタン (Ugilec 141) <sup>a)</sup>	76253-60-6		
モノメチルージクロロジフェニルメタン (Ugilec 121、Ugilec 21) <sup>b)</sup>	81161-70-8		
モノメチルージブロモジフェニルメタン (DBBT) <sup>c)</sup>	99688-47-8		
対象範囲: ①意図的添加がある場合 注記 上記3物質 a)、b)、c)は、REACH 規則制限リストに定める PCB の特定代替品です。			
参照法規制等: 化審法(化学物質の審査および製造等の規制に関する法律)第一種特定化学物質、 REACH 規則(EC)No1907/2006(附属書XVII)			

## 2A 使用禁止物質(サンコールへ納入する製品及び包装への含有を禁止する化学物質)(続き)

管理 No. SC-2A-1-4	4.ポリ塩化ターフェニル(PCT)類		
	例示物質(対象となる化学物質の代表例)	CAS No.	用途・使用例
	ポリ塩化ターフェニル(PCT) (全ての異性体および同族体)	61788-33-8	絶縁油、潤滑油、電気絶縁媒体、可塑剤、塗料溶媒、熱媒体
	対象範囲: ①均質材料中に 50ppm を超える含有がある場合		
	参照法規制等: REACH 規則(EC)No1907/2006(附属書XVII)		
管理 No. SC-2A-1-5	5.ポリ塩化ナフタレン類		
	例示物質(対象となる化学物質の代表例)	CAS No.	用途・使用例
	ポリ塩化ナフタレン(塩素数が3以上)	70776-03-3	潤滑油、塗料、プラスチック安定剤、電気絶縁媒体、難燃剤、木材の防腐剤、防虫剤
	ペンタクロロナフタレン	1321-64-8	
	対象範囲: ①意図的添加がある場合		
	参照法規制等: 化審法(化学物質の審査および製造等の規制に関する法律)第一種特定化学物質		
管理 No. SC-2A-1-6	6.トリブチルスズ=オキシド(TBTO)		
	対象となる化学物質	CAS No.	用途・使用例
	トリブチルスズ=オキシド(TBTO)	56-35-9	塗料、顔料、防腐剤、冷媒、発泡剤、
	対象範囲:下記のいずれかに該当するもの ①意図的添加がある場合		
	参照法規制等: 化審法(化学物質の審査および製造等の規制に関する法律)第一種特定化学物質、 REACH 規則(EC)No1907/2006(第7条2項、第 33 条)		

## 2A 使用禁止物質(サンコールへ納入する製品及び包装への含有を禁止する化学物質)(続き)

管理 No. SC-2A-1-7	7.三置換有機スズ化合物		
	例示物質(対象となる化学物質の代表例)	CAS No.	用途・使用例
	トリフェニルスズ=フルオリド	379-52-2	顔料、塗料、難燃剤、安定剤、n型ドーパント
	トリフェニルスズ=クロリド	639-58-7	
	トリブチルスズ=アセタート	56-36-0	
	トリブチルスズ=ラウラート	3090-36-6	
	トリオクチルスズ=クロリド	2587-76-0	
	トリエチルスズ=ヒドロキシド	994-32-1	
	トリエチルスズ=クロリド	994-31-0	
	対象範囲: ①意図的添加がある場合 ②不純物として、均質材中に 1,000ppm を超える含有がある場合		
	参照法規制等: REACH 規則(EC)No1907/2006(附属書XVII、欧州委員会規制 No.276/2010 で追加)、 化審法(化学物質の審査 および製造等の規制に関する法律)第二種特定化学物質		
管理 No. SC-2A-1-8	8.一部の芳香族アミンを生成するアゾ染料・顔料		
	例示物質(対象となる化学物質の代表例)	CAS No.	用途・使用例
	<b>4-アミノアゾベンゼン</b>	<b>60-09-3</b>	顔料、染料、着色剤
	<b>o-アニシジン</b>	<b>90-04-0</b>	
	<b>2-ナフチルアミン</b>	<b>91-59-8</b>	
	<b>3,3'-ジクロロベンジジン</b>	<b>91-94-1</b>	
	<b>4-アミノビフェニル</b>	<b>92-67-1</b>	
	<b>ベンジジン</b>	<b>92-87-5</b>	
	<b>o-トルイジン</b>	<b>95-53-4</b>	
	<b>4-クロロ-2-メチルアニリン</b>	<b>95-69-2</b>	
	<b>2,4-トルエンジアミン</b>	<b>95-80-7</b>	
	<b>o-アミノアゾトルエン</b>	<b>97-56-3</b>	
	<b>5-ニトロ-o-トルイジン</b>	<b>99-55-8</b>	
	<b>3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン</b>	<b>101-14-4</b>	
	<b>4,4'-メチレンジアニリン</b>	<b>101-77-9</b>	
	<b>4,4'-ジアミノジフェニルエーテル</b>	<b>101-80-4</b>	
	<b>p-クロロアニリン</b>	<b>106-47-8</b>	
	<b>3,3'-ジメチルベンジジン</b>	<b>119-90-4</b>	
	<b>3,3'-ジメチルベンジジン</b>	<b>119-93-7</b>	
	<b>2-メトキシ-5-メチルアニリン</b>	<b>120-71-8</b>	
	<b>2,4,5-トリメチルアニリン</b>	<b>137-17-7</b>	
	<b>4,4'-ジアミノジフェニルスルフィド</b>	<b>139-65-1</b>	
	<b>2,4-ジアミノアニソール</b>	<b>615-05-4</b>	
	<b>4,4'-ジアミノ-3,3'-ジメチルジフェニルメタン</b>	<b>838-88-0</b>	
	対象範囲: ① 織物製品/皮革製品において、30ppm を超える付表 2A-4 に記載される一部の芳香族アミンを生成するアゾ染料・顔料 注記 2A における管理対象は、「一部の芳香族アミンを生成するアゾ染料・顔料」である。 これは、アゾ基の還元分解により本付表に記載するアミンを生成するアゾ化合物を指す。また、対象範囲で規定する閾値30ppm は、アゾ染料・顔料ではなく、No.21 に該当するアミンに適用される。		
	参照法規制等: REACH 規則(EC)No1907/2006(附属書XVII)		

2A 使用禁止物質(サンコールへ納入する製品及び包装への含有を禁止する化学物質)(続き)

管理 No. SC-2A-1-9	9. 短鎖型塩化パラフィン類(炭素数 10~13)		
	例示物質(対象となる化学物質の代表例)	CAS No.	用途・使用例
			グリス、金属加工油、難燃剤、PVC 可塑剤
対象範囲: ①部品中に、1,000ppm を超える含有がある場合			
参照法規制等: REACH 規則(EC)No1907/2006(第7条2項、第 33 条、附属書XVII)、健康と環境に有害な化学物質及びその他の製品の製造、輸入、輸出、販売および使用の制限に関するノルウェー規則			
管理 No. SC-2A-1-10	10.オゾン層破壊物質		
	例示物質(対象となる化学物質の代表例)	CAS No.	用途・使用例
	対象となる物質はモントリオール議定書の付属書で定める物質であり、それらを付表 2A-3 に示す。		冷媒、消化剤、発泡剤、洗淨剤、薫蒸
対象範囲: ①意図的添加がある場合			
参照法規制等: モントリオール議定書、特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律			
管理 No. SC-2A-1-11	11.カドミウムおよびその化合物		
	例示物質(対象となる化学物質の代表例)	CAS No.	用途・使用例
	カドミウム	7440-43-9	顔料、耐蝕表面処理、電池、接点、光学材料、PVC 安定剤
	酸化カドミウム	1306-19-0	
	硫化カドミウム	1306-23-6	
	塩化カドミウム	10108-64-2	
	硫酸カドミウム	10124-36-4	
対象範囲:下記のいずれかに該当するもの ①均資材中に 100ppm を超える含有がある場合 ② 電池中への重金属の含有禁止 : 付表2A-2			
<除外対象項目> (1)上記①について、付表 2A-1RoHS 指令で規制する重金属の適用除外項目に該当する項目			
参照法規制等: REACH 規則(EC)No1907/2006(附属書 XVII)、EU RoHS 指令(改正)2011/65/EC、オランダカドミウム指令、デンマークカドミウム禁止令、電池関連の法規制は付表 2A-2 を参照			

2A 使用禁止物質(サンコールへ納入する製品及び包装への含有を禁止する化学物質)(続き)

管理 No. SC-2A-1-12		12.六価クロム化合物															
例示物質(対象となる化学物質の代表例)	CAS No.	用途・使用例															
重クロム酸ナトリウム	10588-01-9	顔料、塗料、インキ、触媒、防食表面処理、染料、防錆															
三酸化クロム	1333-82-0																
クロム酸カルシウム	13765-19-0																
クロム酸鉛(*)	7758-97-6																
重クロム酸カリウム	7778-50-9																
クロム酸カリウム	7789-00-6																
重クロム酸ナトリウム・二水和物	7789-12-0																
硫酸モリブデン酸クロム酸鉛(C.I.ピグメントレッド 104) (*)	12656-85-8																
C.I.ピグメントイエロー 34(*)	1344-37-2																
クロム酸ストロンチウム(*)	7789-06-2																
クロム酸八水酸化五亜鉛(*)	49663-84-5																
ヒドロキシオクタオキソ二亜鉛酸二クロム酸カリウム(*)	11103-86-9																
<p>対象範囲:</p> <p>①均質材料中に 1,000ppm を超える含有がある場合</p> <p>②皮革製品、また皮革部材を持つ製品において、皮革の合計乾燥重量当たり3ppm 以上の含有がある場合</p> <p>③包装で使用される場合、総重量濃度が 100ppm を超える状態で含有がある場合</p> <p>注記 対象範囲の濃度については金属換算値を適用します。</p> <p>&lt;除外対象項目&gt;</p> <p>(1)上記①について、付表 2A-1RoHS 指令で規制する重金属の適用除外項目に該当する項目</p> <p>ただし、上記「対象範囲」外、または上記「除外対象項目」であっても、下記物質(上記例示物質の名称末尾に(*)記載の物質)の化合物としての含有量が、納入部品・材料中に重量比 0.1%を超えて含有する場合、使用有無、使用量の把握が必要です。</p> <table border="1" data-bbox="335 1344 1268 1713"> <thead> <tr> <th>対象物質</th> <th>CAS No.</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>クロム酸鉛</td> <td>7758-97-6</td> </tr> <tr> <td>硫酸モリブデン酸クロム酸鉛(C.I.ピグメントレッド 104)</td> <td>12656-85-8</td> </tr> <tr> <td>C.I.ピグメントイエロー 34</td> <td>1344-37-2</td> </tr> <tr> <td>クロム酸ストロンチウム</td> <td>7789-06-2</td> </tr> <tr> <td>クロム酸八水酸化五亜鉛</td> <td>49663-84-5</td> </tr> <tr> <td>ヒドロキシオクタオキソ二亜鉛酸二クロム酸カリウム</td> <td>11103-86-9</td> </tr> </tbody> </table>				対象物質	CAS No.	クロム酸鉛	7758-97-6	硫酸モリブデン酸クロム酸鉛(C.I.ピグメントレッド 104)	12656-85-8	C.I.ピグメントイエロー 34	1344-37-2	クロム酸ストロンチウム	7789-06-2	クロム酸八水酸化五亜鉛	49663-84-5	ヒドロキシオクタオキソ二亜鉛酸二クロム酸カリウム	11103-86-9
対象物質	CAS No.																
クロム酸鉛	7758-97-6																
硫酸モリブデン酸クロム酸鉛(C.I.ピグメントレッド 104)	12656-85-8																
C.I.ピグメントイエロー 34	1344-37-2																
クロム酸ストロンチウム	7789-06-2																
クロム酸八水酸化五亜鉛	49663-84-5																
ヒドロキシオクタオキソ二亜鉛酸二クロム酸カリウム	11103-86-9																
<p>参照法規制等:</p> <p>EU RoHS 指令(改正)2011/65/EC、REACH 規則(EC)No1907/2006(附属書 XVII、第7 条2 項、第33 条)</p>																	



2A 使用禁止物質(サンコールへ納入する製品及び包装への含有を禁止する化学物質)(続き)

管理 No. SC-2A-1-13		13.鉛およびその化合物	
例示物質(対象となる化学物質の代表例)	CAS No.	用途・使用例	
鉛	7439-92-1	顔料、塗料、ゴム硬化剤、電池、プラスチック安定剤、ゴム加硫剤、ハンダ、ガラス、快削合金、合金成分、各種樹脂添加剤	
炭酸鉛	598-63-0		
酸化鉛(IV)	1309-60-0		
四酸化三鉛	1314-41-6		
硫化鉛(II)	1314-87-0		
酸化鉛(II)	1317-36-8		
塩基性炭酸鉛(II)	1319-46-6		
硫酸鉛(II)	7446-14-2		
クロム酸鉛(*)	7758-97-6		
チタン酸鉛	12060-00-3		
ステアリン酸鉛	1072-35-1		
二塩基性ステアリン酸鉛	56189-09-4		
ヒ酸鉛	7784-40-9		
硫酸モリブデン酸クロム酸鉛(C.I.ピグメントレッド 104)(*)	12656-85-8		
C.I.ピグメントイエロー34(*)	1344-37-2		
<p>対象範囲: 下記のいずれかに該当するもの</p> <p>①均質材料中に 1,000Ppm を超える含有がある場合</p> <p>②ポリ塩化ビニル電線のポリ塩化ビニル樹脂被覆中では 300ppm を超える含有がある場合</p> <p>③12 歳以下の子供を対象とした製品では、各部品中に 100ppm を超える含有がある場合、またはその塗料中／乾燥塗膜中の含有量が 90ppm を超える場合</p> <p>④電池中への重金属含有禁止項目 : 付表 2A-2</p> <p>注記1 上記③については、サンコールに該当する製品がある場合は別途ご連絡いたします。</p>			
<p>参照法規制等:</p> <p>REACH 規則(EC)No1907/2006(第7条2項、第 33 条、附属書 XVII)、EU RoHS 指令(改正)2011/65/EC、デンマーク鉛禁止令、プロポジション 65、米連邦「2008 年消費者製品安全改善法」PUBLIC LAW 110-314、電池関連の法規制は付表 2A-2 を参照</p>			

2A 使用禁止物質(サンコールへ納入する製品及び包装への含有を禁止する化学物質)(続き)

管理 No. SC-2A-1-14	14.水銀およびその化合物		
例示物質(対象となる化学物質の代表例)	CAS No.	用途・使用例	
水銀	7439-97-6	電池、蛍光材料、接点、 温度計、顔料	
塩化第二水銀	7487-94-7		
酸化水銀(Ⅱ)	21908-53-2		
2-エチルヘキサン酸フェニル水銀	13302-00-6		
オクタン酸フェニル水銀	13864-38-5		
酢酸フェニル水銀	62-38-4		
ネオデカン酸フェニル水銀	26545-49-3		
プロピオン酸フェニル水銀	103-27-5		
<p>対象範囲: 下記のいずれかに該当するもの</p> <p>①意図的添加がある場合</p> <p>②不純物として、均質材料中に 1,000ppm を超える含有がある場合</p> <p>③電池中への重金属含有禁止項目 : 付表 2A-2</p> <p>注記 対象範囲の濃度については金属換算値を適用します。          &lt;除外対象項目&gt;</p> <p>(1)上記①および②について、付表 2A-1RoHS 指令で規制する重金属の適用除外項目に該当する項目</p>			
<p>参照法規制等:</p> <p>REACH 規則(EC)No1907/2006(附属書 XVII)、EU RoHS 指令(改正)2011/65/EC、ルイジアナ州水銀危険低減法、電池関連の法規制は付表 2A-2 を参照</p>			
管理 No. SC-2A-1-15	15.アスベスト類		
例示物質(対象となる化学物質の代表例)	CAS No.	用途・使用例	
アスベスト	1332-21-4	電気絶縁体、充填材、 断熱材、摩擦材	
アクチノライト	77536-66-4		
アモサイト	12172-73-5		
アンソフィライト	77536-67-5		
クリソタイル	12001-29-5		
クロシドライト	12001-28-4		
トレモライト	77536-68-6		
<p>対象範囲:</p> <p>① 意図的添加がある場合</p>			
<p>参照法規制等:</p> <p>REACH 規則(EC)No1907/2006(附属書 XVII)、米 TSCA(Toxic Substances Control Act、有害物質規制法)、スイス RS 814.81 特定の危険物質・調剤・アーティクル取扱いのリスク軽減政令(ChemRRV)(付属書 1.6)</p>			

## 2A 使用禁止物質(サンコールへ納入する製品及び包装への含有を禁止する化学物質)(続き)

管理 No. SC-2A-1-16		16.パーフルオロオクタンスルホン酸塩(PFOS)	
例示物質(対象となる化学物質の代表例)		CAS No.	用途・使用例
パーフルオロオクタンスルホン酸		1763-23-1	フトリソグラフィ、写真コーティング材、油圧油、金属めっき、洗剤、消火剤、紙のコーティング材、包装のコーティング材
パーフルオロオクタンスルホン酸フルオリド		307-35-7	
ヘプタデカフルオロオクタン-1-スルホン酸リチウム		29457-72-5	
ヘプタデカフルオロオクタン-1-スルホン酸カリウム		2795-39-3	
ノナデカフルオロノナン-1-スルホン酸アンモニウム		17202-41-4	
<p>対象範囲:下記のいずれかに該当するもの</p> <p>① 意図的添加がある場合</p> <p>② 不純物として、均質材料中に 1,000ppm を超える含有がある場合</p> <p>③ テキスタイルまたはその他の被覆された材料において、被覆材中 <math>1 \mu\text{g}/\text{m}^2</math> を超える含有がある場合</p> <p>&lt;除外対象項目&gt;</p> <p>(1)フトリソグラフィ・プロセスのためのフォトレジストまたは反ミラー・コーティング</p> <p>(2)フィルム、書類、または印刷版に適用される写真コーティング</p>			
<p>参照法規制等:</p> <p>残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約(POPs 条約)、1999 年カナダ環境保護法パーフルオロオクタンスルホン酸およびその塩ならびにその他の特定化合物規則 SOR/2008-974、化審法(化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律)第二種特定化学物質</p>			

2A 使用禁止物質(サンコールへ納入する製品及び包装への含有を禁止する化学物質)(続き)

管理 No. SC-2A-1-17		17.フッ素系温室効果ガス(PFC、SF6、HFC)類			
例示物質(対象となる化学物質の代表例)	CAS No.	用途・使用例			
4フッ化炭素(パーフルオロメタン)	75-73-0	冷媒、吹き付け剤、消火剤、洗浄剤、絶縁材、苛性ガス			
パーフルオロエタン(ヘキサフルオロエタン)	76-16-4				
パーフルオロプロパン(オクタフルオロプロパン)	76-19-7				
パーフルオロブタン(デカフルオロブタン)	355-25-9				
パーフルオロペンタン(ドデカフルオロペンタン)	678-26-2				
パーフルオロヘキサン(テトラデカフルオロヘキサン)	355-42-0				
パーフルオロシクロブタン	115-25-3				
6フッ化硫黄(SF6)	2551-62-4				
トリフルオロメタン-(HFC-23)	75-46-7				
ジフルオロメタン(HFC-32)	75-10-5				
フッ化メチル-(HFC-41)	593-53-3				
2H,3H-デカフルオロペンタン(HFC-43-10mee)	138495-42-8				
ペンタフルオロエタン(HFC-125)	354-33-6				
1,1,2,2-テトラフルオロエタン(HFC-134)	359-35-3				
1,1,1,2-テトラフルオロエタン-(HFC-134a)	811-97-2				
1,1-ジフルオロエタン-(HFC-152a)	75-37-6				
1,1,2-トリフルオロエタン-(HFC-143)	430-66-0				
1,1,1-トリフルオロエタン(HFC-143a)	420-46-2				
2H-ヘプタフルオロプロパン-(HFC-227ea)	431-89-0				
1,1,1,2,2,3-ヘキサフルオロプロパン(HFC-236cb)	677-56-5				
1,1,1,2,3,3-ヘキサフルオロプロパン(HFC-236ea)	431-63-0				
1,1,1,3,3,3-ヘキサフルオロプロパン(HFC-236fa)	690-39-1				
1,1,2,2,3-ペンタフルオロプロパン(HFC-245ca)	679-86-7				
1,1,1,3,3-ペンタフルオロプロパン(HFC-245fa)	460-73-1				
1,1,1,3,3-ペンタフルオロブタン(HFC-365mfc)	406-58-6				
対象範囲: ①意図的添加がある場合					
参照法規制等: EU 規則(EC)No842/2006					

2A 使用禁止物質(サンコールへ納入する製品及び包装への含有を禁止する化学物質)(続き)

管理 No. SC-2A-1-18	18. 2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ブチルフェノール (別称:フェノール、2-(2H-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ビス(1,1-ジメチルエチル))		
	対象となる化学物質	CAS No.	用途・使用例
	2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ブチルフェノール	3846-71-7	接着剤、塗料、印刷インク、プラスチック、インクリボン、パテ、コーキング、シール用充填材(紫外線吸収剤)
	対象範囲: ①意図的添加がある場合		
	参照法規制等: 化審法(化学物質の審査および製造等の規制に関する法律)第一種特定化学物質		
管理 No. SC-2A-1-19	19.ジメチルフマレート(フマル酸ジメチル)		
	対象となる化学物質	CAS No.	用途・使用例
	ジメチルフマレート(フマル酸ジメチル)	624-49-7	防湿剤、防かび剤
	対象範囲: ①均質材料中に 0.1ppm を超える含有がある場合		
	参照法規制等: 一般製品安全指令(2001/95/EC)に基づく殺生物剤DMF含有製品の上市禁止に関する委員会決定 2009/251/EC		
管理 No. SC-2A-1-20	20.ジブチルスズ化合物(DBT)		
	対象となる化学物質	CAS No.	用途・使用例
	ジブチルスズオキシド	818-08-6	可塑剤、インキ、PVC用安定剤、シリコン樹脂およびウレタン樹脂用の硬化触媒
	ジブチルスズアセタート	1067-33-0	
	ジブチルスズジラウレート	77-58-7	
	ジブチルスズマレエート	78-04-6	
	対象範囲: ① 均質材料中に 1,000ppm を超える含有がある場合		
	注記 対象範囲の濃度については金属換算値を適用します。		
	参照法規制等: REACH 規則(EC)No1907/2006(附属書XVII、欧州委員会規則 No.276/2010 で追加)		

2A 使用禁止物質(サンコールへ納入する製品及び包装への含有を禁止する化学物質)(続き)

管理 No. SC-2A-1-21	21. ジオクチルスズ化合物(DOT)		
	対象となる化学物質	CAS No.	用途・使用例
	ジオクチルスズオキシド	870-08-6	PVC 用安定剤、シリコン樹脂およびウレタン樹脂用の硬化触媒)
	ジオクチルスズジラウレート	3648-18-8	
<p>対象範囲:</p> <p>①下記の対象において、均質材料中に 1,000ppm を超える含有がある場合</p> <p>(1)皮膚と接触することを意図する織物および皮革製品</p> <p>(2)育児用品</p> <p>(3)2コンポーネント室温加硫モールドイングキット(RTV-2 シーラントモールドイングキット)</p> <p>注記 対象範囲の濃度については金属換算値を適用します。</p> <p>参照法規制等:</p> <p>REACH 規則(EC)No1907/2006(附属書XVII、欧州委員会規則 No.276/2010 で追加)</p>			
管理 No. SC-2A-1-22	22. ハロゲン系化合物およびハロゲン系樹脂		
	例示物質(対象となる化学物質の代表例)	CAS No.	用途・使用例
	臭素系化合物、塩素系化合物、ポリ塩化ビニル(PVC)、フッ素系樹脂、フッ素系化合物など	—	難燃剤、接着剤
<p>対象範囲:</p> <p>①包装に関してプラスチック材料に対する意図的添加がある場合、または使用がある場合</p> <p>&lt;除外対象項目&gt;</p> <p>下記に該当する場合</p> <p>(1)お取引先とサンコール間で繰り返し使用する包装のポリ塩化ビニル成形品。ただし、2011年10月1日以降に新規に設計する場合には適用されない 例:通い箱</p> <p>(2)包装する機能を主としていない部品、材料を、包装材として使用した場合包装する機能を主としていない場合とは、製品を保護する、または包む用途(ケース、緩衝材など)以外のものを指す。</p> <p>例:ホログラムラベル、印刷用インキ中に着色剤として使用されるハロゲン化合物およびフッ素添加剤、など</p> <p>ただし、本除外要件は、含有するハロゲン系化合物が 2A に定める使用禁止物質に該当する場合は適用されない。</p> <p>注記 「1.ハロゲン系化合物およびハロゲン系樹脂」は、エコマーク・ブルーエンジェルの基準にいう「ハロゲンを含むポリマー」を含むプラスチック材にあたります。包装においては、その包装する製品がこれらの環境ラベルの適合対象機種であるかどうかに関わらず、全てこれを使用禁止としております。</p> <p>参照法規制等:</p> <p>ブルーエンジェル、エコマーク</p>			
管理 No. SC-2A-1-23	23. 塩化コバルト		
	例示物質(対象となる化学物質の代表例)	CAS No.	用途・使用例
	塩化コバルト または、塩化コバルト(II)	7646-79-9	湿度表示カード(HIC)、シリ塩化コバルト(II)・6水和物 7791-13-1 カゲル中の水分インジケータ
	塩化コバルト(II)・6水和物	7791-13-1	
	塩化コバルト(III)	10241-04-0	
	塩化コバルト	34240-80-7	
<p>対象範囲:</p> <p>①包装に関して乾燥剤内のインジケータとして含有する場合</p> <p>参照法規制等:</p> <p>REACH 規則(EC)No1907/2006(第7条2項、第33条、附属書XVII)</p>			

## 2A 使用禁止物質(サンコールへ納入する製品及び包装への含有を禁止する化学物質)(続き)

管理 No.	24. ヒ素化合物		
	対象となる化学物質	CAS No.	用途・使用例
	ヒ素	7440-38-2	木材の防腐剤
	ヒ酸クロム酸化銅(CCA)	37337-13-6	
	五酸化二ヒ素	1303-28-2	
	三酸化二ヒ素	1327-53-3	
	ヒ酸トリエチル	15606-95-8	
	対象範囲: ①包装に関して防腐剤として、木材に使用された場合		
	参照法規制等: REACH 規則(EC)No1907/2006(附属書XVII)		
管理 No.	25. 臭化メチル		
	対象となる化学物質	CAS No.	用途・使用例
	臭化メチル	74-83-9	木製パレット
	対象範囲: ①包装に関して意図的添加がある場合		
	参照法規制等: ISPM -15		
管理 No.	25. ヘキサブロモシクロドデカン(HBCDD)およびすべての主要ジアステレオ異性体		
	対象となる化学物質	CAS No.	用途・使用例
	ヘキサブロモシクロドデカン (HBCDD)	25637-99-4	木材の防腐剤
		4736-49-6	
		65701-47-5	
		138257-17-7	
		138257-18-8	
		138257-19-9	
		169102-57-2	
		678970-15-5	
		678970-16-6	
		678970-17-7	
	1,2,5,6,9,10-ヘキサブロモシクロドデカン		
	α-ヘキサブロモシクロドデカン		
	β-ヘキサブロモシクロドデカン		
	γ-ヘキサブロモシクロドデカン		
	対象範囲: ①意図的添加がある場合		
	参照法規制等: 残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約(POPs 条約)、 化審法(化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律) 第一種特定化学物質		

管理 No. SC-2A-1-26		26. パーフルオロオクタン酸 (PFOA) とその塩およびそのエステル	
対象となる化学物質	CAS No.	用途・使用例	
パーフルオロオクタン酸 (PFOA) (*)	335-67-1	フォトソグラフィ、写真コーティング材、油圧油、金属めっき、洗剤、消火剤、紙のコーティング材、プラスチックの安定剤	
パーフルオロオクタン酸アンモニウム (APFO) (*)	3825-26-1		
パーフルオロオクタン酸のナトリウム塩	335-95-5		
パーフルオロオクタン酸のカリウム塩	2395-00-8		
パーフルオロオクタン酸の銀塩	335-93-3		
パーフルオロオクタン酸フルオリド	335-66-0		
パーフルオロオクタン酸メチル	376-27-2		
パーフルオロオクタン酸エチル	3108-24-5		
対象範囲 意図的添加			
参照法規制等： 健康と環境に有害な化学品およびその他の製品の製造、輸入、輸出、販売及び使用の制限に関するノルウェー規則、米国PFOA 自主廃絶プログラム、REACH 規則(EC)No1907/2006(第7 条2 項、第33条)			